

脱毛エステ業者(株)ビューティースリーの「全身脱毛無制限コース」を、信販会社ライフティ(株)のクレジットを利用して契約した方で、ライフティ(株)に対し返金を求める

集団的被害回復訴訟に参加を希望される方への事前登録のご案内

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

集団的被害回復訴訟に参加を希望する方は、説明事項と「Q&A その1」を確認後、事前登録フォームに必要事項の入力をお願いします。

共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)に勝訴し、その後簡易確定手続(第2段階の訴訟)へ進むことが確定した際に、事前登録された方には埼玉消費者被害をなくす会(以下「なくす会」とします)からメールでお知らせをいたします。

説明事項

なくす会は、2024年1月30日、信販会社ライフティ(株)(以下「ライフティ」とします)に対し、集団的な手続で被害を回復するため、共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)を提起しました。

- (1) 対象となる契約者は、ビューティースリー(店舗名シースリー、以下「ビューティースリー」とします)の「全身脱毛無制限コース」を契約し、ライフティの分割払いクレジットを利用して代金の全部または一部の支払いをした(している)方で、ビューティースリーが倒産して脱毛施術を受けられなくなったのに返金が受けられない、またはライフティからクレジット残金の請求を受けている方です。
- (2) 共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)に勝訴し、ライフティから対象契約者への返金義務があることが確定した後に、個々の契約者にいくら返金するかを確認する簡易確定手続(第2段階の訴訟)へ進みます。簡易確定手続(第2段階の訴訟)への参加には、申込書類の提出と参加費用の支払いが必要となります。
- (3) 集団的被害回復訴訟に参加を希望される方は、ビューティースリーとの契約書、ライフティとの契約書、クレジット自動引き落としの明細書(預金明細等)、施術を受けた回数・日時の記録、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」のコピーなどの資料を、必ず保管しておいてください。簡易確定手続(第2段階の訴訟)に参加申し込みをする際に必要となります。
[「通知書」の記載例はこちら【PDF:139KB】](#) [「通知書」の様式はこちら\(Word\)](#)
- (4) 「Q&A その1」は[こちら【PDF:257KB】](#)

事前登録フォームの URL

<https://forms.gle/DM7utCxwdXgttKWaA>



対象となる契約者の方

下記①～③のすべてに当てはまる方が簡易確定手続(第2段階の訴訟)への参加対象となります

- ① 平成31(2019)年1月1日から令和5(2023)年9月25日までの間、ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」の契約を締結した方であること(有料施術4回が終わって、5回目以降の無料施術が受けられない状態の人も含みます)
- ② 代金の支払いについて、ライフティの分割払いクレジット契約を締結し、ライフティに対し分割払いの全部または一部の支払いを行ってきた方(支払い完了の方も含みます)
- ③ 簡易確定手続(第2段階の訴訟)の参加申込手続をするまでに、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送付してある方。

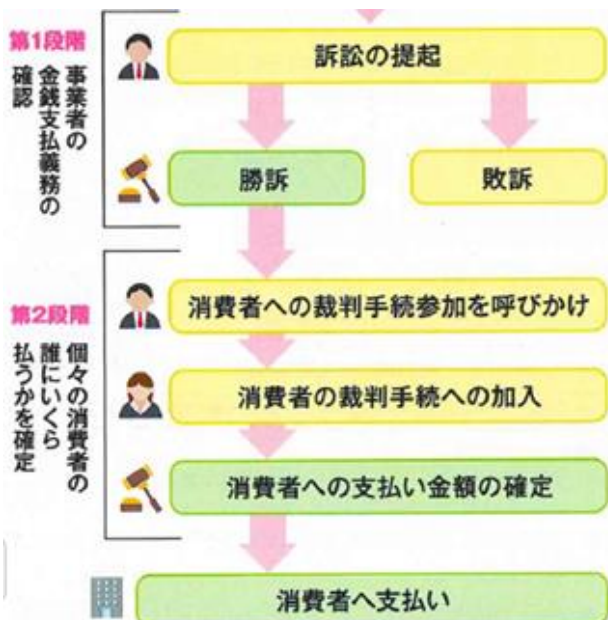
※ ②に当てはまらない方は、「Q&A その1」 Q4をご覧ください。

※ ③に当てはまらない方は、「Q&A その1」 Q1もしくはQ5をご覧ください、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛に「**通知書**」を送付してください。

今後の流れ

【共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)】

- ・ 共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)は、事業者が金銭支払いの義務があるかどうかを確認する訴訟です。消費者の参加は必要ありません。なくす会が勝訴した場合は簡易確定手続(第2段階の訴訟)へ進みます。なお、敗訴の場合は、本訴訟は終了し、本訴訟での返金を行うことはできません。
- ・ 簡易確定手続(第2段階の訴訟)の訴訟に参加を希望する方に、訴訟の情報をお伝えするために「事前登録」を呼びかけています。「事前登録」は手続への参加ではありませんので費用は発生しません。



- ・ 訴訟の概要や進行状態、訴訟に関するQ&Aなどをホームページに掲載していきますので、それらをよくお読みのうえ、早めに事前登録をお願いします。

【簡易確定手続(第2段階の訴訟)】

- ・ 簡易確定手続(第2段階の訴訟)は、個々の消費者にいくら支払うかを確定する訴訟です。
- ・ 手続開始をホームページで公表するほか、「事前登録」した方には、なくす会から参加方法や費用についてメールでご案内します。締め切り日までに必要な書類を提出し、参加費用を支払っていただきます。
- ・ 支払金額が確定した後、なくす会がライフティから合計額を回収し、個々の契約者の皆さんが指定する口座へお支払いします。

消費者庁の消費者団体訴訟制度のWebページはこちら

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system